

工事施工計画書・工事施工結果報告書の提出要件及び様式が変わります。

現在、階数3以上かつ延べ面積500㎡以上の建築物に提出を求めている鉄骨工事施工計画書、鉄骨工事施工結果報告書、コンクリート工事施工計画書、コンクリート・鉄筋工事施工結果報告書について、令和4年4月1日より、提出要件及び様式の変更を行います。

なお、杭工事施工結果報告書に変更はありません。

○変更内容

① 工事施工計画書・工事施工結果報告書の提出要件の変更

変更書類	変更前	変更後
工事施工計画書	階数3以上かつ延べ面積500㎡以上の建築物	特殊な構造等*で建築主事が特に指定するもの
工事施工結果報告書	階数3以上かつ延べ面積500㎡以上の建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡以上の建築物

※JIS規格以外のコンクリートを使用する場合（大臣認定取得コンクリート、土木基準を適用したコンクリート等）、複数のセメントを利用する大規模建築物等

② 鉄骨工事、コンクリート・鉄筋工事施工結果報告書の様式変更

新しい様式は川崎市ホームページの「構造関係様式ダウンロード」から取得できます。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017797.html>

○建築物に対する変更内容の適用について

- ・基準日を令和4年4月1日と定め、以下の表のように適用します。
- ・計画変更がある場合は、当初申請の確認済証交付日を基準日として適用します。

	工事施工計画書		工事施工結果報告書	
	建築物の規模	報告様式	建築物の規模	報告様式
確認済証の交付がR4.4.1より前の建築物	階数3以上かつ延べ面積500㎡以上	現様式（変更無し）	階数3以上かつ延べ面積500㎡以上	新様式で提出
確認済証の交付がR4.4.1以降の建築物	建築物の規模に関わらず、特殊な構造等で建築主事が特に指定するもの	現様式（変更無し）	階数3以上又は延べ面積500㎡以上	新様式で提出

なお、上記書類の提出の要否については、確認済証交付時にお渡しする「各種計画書や報告書などの提出・提示について（工事監理者の皆さんへ）様式E」で示しておりますので併せてご確認ください。

問合せ先

川崎市 まちづくり局 指導部 建築審査課 構造・設備担当 (TEL:044-200-3019)